契約変更理由書

神戸市

工　事　名	長田楠日尾線（六甲）電線共同溝整備工事（北工区）

契約の工事概要

変更前

工事延長　L=300m

土　工　１式、舗 装 工　１式、管路工Ｌ＝6,223m

照明工　１式、区画線工　１式

変更後

工事延長　L=300m

土　工　１式、舗 装 工　１式、管路工Ｌ＝6,978m

照明工　１式、区画線工　１式

【設計変更の理由】

① 各電線管理者や地下埋設占用業者との事前協議を行った結果、管路や電力桝の施工位置に変更が生じたため、管路の延長や材料に変更が生じたため、増工となる。

② ①により、管路の埋設位置の一部が歩道から車道に変更となるため、これに伴う、車道舗装工及び土工、撤去工等が増工となる。

③ 歩道舗装工について、当初は既設のインターロッキングブロックを再利用する予定であったが、撤去したところ損傷が激しく再利用できない状態であることが判明し、ブロックを取り換える必要が生じた。また、既設の波型形状のブロックは現在は生産されておらず直型のブロックしか入手できないことが判明した。そのため、既設と形状が異なるブロックで復旧することにより復旧範囲が広がることから、これらに伴う歩道舗装工及び土工、撤去工等が増工となる。

④ 本工事内の交差点が通学路安全対策事業の対象となり、安全性を確保するために既設の乱横断防止柵を防護柵に取り替える必要が生じ、これに伴う、防護柵工及び土工、撤去工等が増工となる。

⑤ その他工種においては、現地精査の結果変更が生じる。

（公表様式第６号）